

平成 23 年 11 月 16 日
内閣府副大臣（金融担当）中塚 一宏

地方税における生命保険料控除等の見直しについて

生命保険については、国民の自助努力を支援し、社会保障制度を補完する観点から、保険料控除が認められてきた。

特に、政権交代後の平成 22 年度税制改正においては、介護・医療保障の必要性の高まりを踏まえて制度の拡充が図られ、来年 1 月より、医療・介護といった保険商品にも対応した保険料控除制度が実施されることが決まっている。

各保険会社では、この新制度の実施に向けて、保険契約者への周知やシステム対応に万全を期している。

こうした中で、再度、制度を変更することは、保険会社のみならず保険契約者等にも多大な混乱を生じさせることになりかねないことから、適当でない。

また、地震保険については、この度の東日本大震災によりその必要性が再認識されているところであり、地震保険料控除制度は重要な役割を果たしている。

税制調査会での審議においても、こうした点について、十分ご留意いただくよう、お願いしたい。

（以上）